

(一社) 湯浅観光まちづくり推進機構ホームページリニューアル業務 に係る一般公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

ホームページをリニューアルすることで湯浅町の魅力をより一層観光客に伝え、スマートフォン等に対応させSNSと連動することでより効率的・効果的に情報発信を行い、更なる誘客を図ることを目的とする。

については、本業務の委託について、一般公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案募集を行う。

2. 事業内容

1) 委託業務名

(一社) 湯浅観光まちづくり推進機構ホームページリニューアル業務

2) 業務内容

「(一社) 湯浅観光まちづくり推進機構ホームページリニューアル業務仕様書」のとおり

3) 予算上限額

1,787,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4) 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3. 企画提案書

企画提案書は、「2. 事業内容」に留意のうえ、事業実施スケジュールやホームページリニューアルの内容、実施体制等について提案するものとする。

4. 選定方法

1) 提出された企画提案書等をもとに1次審査（書類審査）を行い、5者を選考する。2次審査については、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、プレゼンテーションによる審査とする。

なお、応募者が5者以下の場合は、書類審査は行わない。

2) 提案内容を審査した結果、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を優先交渉権者として選定する。

5. 応募資格

- 1) 応募者が提案する内容について、確実に実施できる能力を有すると認められる者
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと
- 3) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと
- 4) 法人その他の団体でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。）のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと
- 5) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生（再生）手続き開始の申し立てをしていない者
- 6) 国税及び地方税を滞納していない者

6. 質問受付期間等

受付期間：令和2年11月2日（月）～令和2年11月9日（月）

※持参の場合は、土日祝を除く8時30分～17時15分

受付方法：質問票（様式1）により、持参又はFAX、E-mailで送付すること。送付後は事務局に確認の電話をすること。

※電話、来訪等による口頭での質問は受け付けない。

提出先：（一社）湯浅観光まちづくり推進機構事務局
（湯浅町役場内 2階 17番窓口）

F A X 0737-63-3791

E-mail info_yuasa@yuasa-kankokyokai.com

回答：質問の回答は、質問者に文書（FAX、E-mailを含む）により、令和2年11月11日（水）までに回答する。

7. 参加申込書受付期間等

受付期間：令和2年11月2日（月）～令和2年11月13日（金）

※提出方法を問わず令和2年11月13日（金）17時15分必着とする。

受付時間：土日祝を除く8時30分～17時15分

提出先：上記「6. 質問受付期間等」同様

提出書類：参加申込書（様式2）

提出方法：郵送又は持参

8. 提案書等提出期間等

提出期間：令和2年11月16日（月）～令和2年11月19日（木）

※提出方法を問わず令和2年11月19日（木）17時15分必着とする。

受付時間：土日祝を除く8時30分～17時15分

提出先：上記「6. 質問受付期間等」同様

提出書類：正本1部、副本5部

①企画提案書

- ・書式は自由、A4サイズ
- ・「9. 審査方法」の審査基準を網羅した提案書とすること。提案書内に記載がない項目については、0配点とする。

②類似契約実績書（様式3）

- ・様式3の記載内容に準じたものであれば、任意の様式でも可
- ・企画提案内容に関連する実績を記載すること

③見積書

- ・本業務に係る見積書及び次年度以降のランニングコストに係る見積書（発生する場合）を別に提出すること
- ・書式は自由、A4サイズ
- ・明細を記載することとし、全体での一式計上は認めない。

④会社概要

- ・会社概要がわかるパンフレット等でも可

⑤法務局発行の登記事項証明書（全部事項証明書）のうち現在事項証明

※発行後3か月以内のもの

⑥国税の納税証明書（その3）（未納の税額がないことの証明）

⑦市町村税完納証明書（完納証明書を発行していない市町村については、直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書又は直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の非課税証明書）

⑧印鑑登録証明書

※発行後3か月以内のもの

※上記提出書類①～⑧について、順番通りにファイリングし提出すること

※③及び⑤～⑧について、正本には原本を提出すること

※法人格を有しない者が参加する場合は、代表者に係る証明書等に読み替えて提出すること

※参加申込みを行った後、辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出す

ること

提出方法：郵送又は持参

9. 審査方法

1) 1次審査（書類審査）

日 時：令和2年11月20日（金）

結果通知：令和2年11月20日（金）発送

※提出された企画提案書等の書類審査後、全ての応募者に結果を通知し、合格者には2次審査の時間も通知する。なお、合格者には文書による通知とともに電話等により前もって連絡する。

※応募者が5者以下の場合は、1次審査は実施せず、応募者全員に文書により、2次審査の時間を通知する。

2) 2次審査（プレゼンテーション）

日時：令和2年11月25日（水）午後からを予定

場所：湯浅えき蔵 3階 会議室（湯浅町湯浅1075-9）

プレゼンテーションの所要時間は、説明を20分以内、質疑応答を5～10分とする。

入室人数は、2名以内とし、プロジェクター等の説明に必要な機材は、応募者が用意すること。

※審査の日時、場所について、変更する場合は事前に通知する。

《審査基準及び配点（100点）》

項目	審査基準	配点
提案内容	全体的に統一したデザインとなっているか	10
	閲覧者の利便性を考慮したホームページ構成となっているか	15
	SEO対策は十分か	15
	新規コンテンツは会員にメリットがあるものとなっているか	10
	担当者の操作性を考慮したものとなっているか	15
経 費	見積額（本事業及びランニングコスト）は事業内容に対して妥当か	20
実 現 性	スケジュールは妥当か	10
	事業実施に際し、類似の実績やノウハウを有しているか	5
合 計		100

3) 審査の結果、最高評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定する。

なお、同点の場合は、見積額（本事業及びランニングコスト）を参考に

優先交渉権者を選定する。ただし、審査員平均の評価点が60点未満となった応募者は、優先交渉権者を選定しない。

- 4) 応募が1者の場合、審査員平均の評価点が60点未満となった応募者は、優先交渉権者を選定しない。
- 5) 審査の結果については、書面により速やかに応募者全員に通知する。審査結果に関し、異議申立ては受け付けない。

10. その他特記事項

- 1) 一度提出した書類、提案書等は返却しない。
- 2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- 3) 企画内容の一層の充実を図るため、受託者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに予算の範囲内で変更する場合がある。

11. 問合せ先

(一社) 湯浅観光まちづくり推進機構事務局 (湯浅町役場内 2階 17番窓口)
〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1
T E L : 0737-22-3133 FAX : 0737-63-3791
E-mail : info_yuasa@yuasa-kankokyokai.com
担 当 : 北村・高垣